

起業をされる皆様へ

労働保険の成立手続きはお済みですか

無料オンライン 労働保険セミナー

新規起業の方、起業独立をお考えの方に
オンラインセミナーを行います

2023年

① 11月23日 木 17:00~18:00

② 11月28日 火 14:00~15:00

③ 12月7日 木 14:00~15:00

④ 12月21日 木 17:00~18:00

2024年

⑤ 1月11日 木 14:00~15:00

⑥ 1月18日 木 17:00~18:00

⑦ 2月8日 木 14:00~15:00

⑧ 2月22日 木 17:00~18:00

⑨ 3月7日 木 14:00~15:00

⑩ 3月15日 金 17:00~18:00

下記ホームページからお申込みいただけます
<https://www.rouho-lec-jp.com>



- 労働保険に関する制度等の概要説明
- 成立手続きの趣旨・目的の説明

- 申請・届出等に関する義務等の説明
- 雇用保険制度の適正な手続等に関する説明

- 中小事業主等の特別加入制度の説明

お気軽に
ご参加ください

労働者※を一人でも雇っていれば
原則として労働保険の成立手続きが必須です

※労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。
なお、短時間労働者（いわゆるパートタイマー、アルバイト等）の取り扱いについては労災保険はすべて「労働者」として対象となります。